

令和4年度

福岡市早良保健所運営協議会
【書面会議資料】

福岡市早良保健所

○ 議案

1. 令和3年度事業報告について ……5

【健康課】

- (1) 感染症業務 ……5
- (2) 精神保健福祉業務 ……6
- (3) 母子保健業務 ……8
- (4) 原子爆弾被爆者・指定難病患者・肝炎治療等に係
事務及び難病対策 ……9
- (5) 成人及び高齢者保健・健康づくり事業 ……10
- (6) 地区組織活動 ……13

【衛生課】

- (1) 環境衛生業務 ……14
- (2) 食品衛生業務 ……15
- (3) 医薬業務 ……17
- (4) 市民啓発事業 ……19

【地域保健福祉課】

- (1) 健康教育・健康相談 ……21
- (2) 地区組織活動 ……24
- (3) 家庭訪問 ……24
- (4) 地域包括ケアシステム構築への取り組み ……25

2. 令和4年度主要事業について ……26

【健康課】 ……26

【衛生課】 ……30

【地域保健福祉課】 ……31

○ その他（報告事項等）

○早良保健所運営協議会委員名簿

(令和3年2月1日～令和5年1月31日)

(五十音順、敬称略)

	氏名	団体名および役職	備考
会長	荒木 与一	福岡市食品衛生協会 副会長・早良支所長	
	石橋 正次	早良区薬剤師会会長	
	伊藤 嘉人	市議会議員	
	岩井 智子	早良区公民館長会(有田公民館長)	(新)
	上澤 洋子	早良区衛生連合会 会長	
	梅野 隆治	早良区自治協議会会長会 会計監事	
	岡 登志子	福岡県看護協会 4地区支部長	
	緒方 豊子	早良区男女共同参画をすすめる会 副会長	
	小林 泰光	福岡市中学校校長会早良区校長会(早良中学校長)	
	斉藤 典弘	福岡市立小学校校長会(高取小学校長)	
	壽崎 明日香	福岡県栄養士会福岡支部企画運営委員	(新)
	長 ハル	早良区老人クラブ連合会 女性部長兼副会長	
	椿 ユリ子	福岡市保育協会早良区保育園園長会(第二高取保育園園長)	
	中 四良	早良区歯科医師会会長	
	中山 郁美	市議会議員	
	永柄 弘子	早良区民生委員児童委員協議会会長	
	蓮尾 章	早良警察署生活安全課長	(新)
	浜崎 太郎	市議会議員	
	平山 正利	福岡県理容生活衛生同業組合早良支部顧問	
副会長	牧角 和宏	早良区医師会会長	

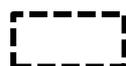
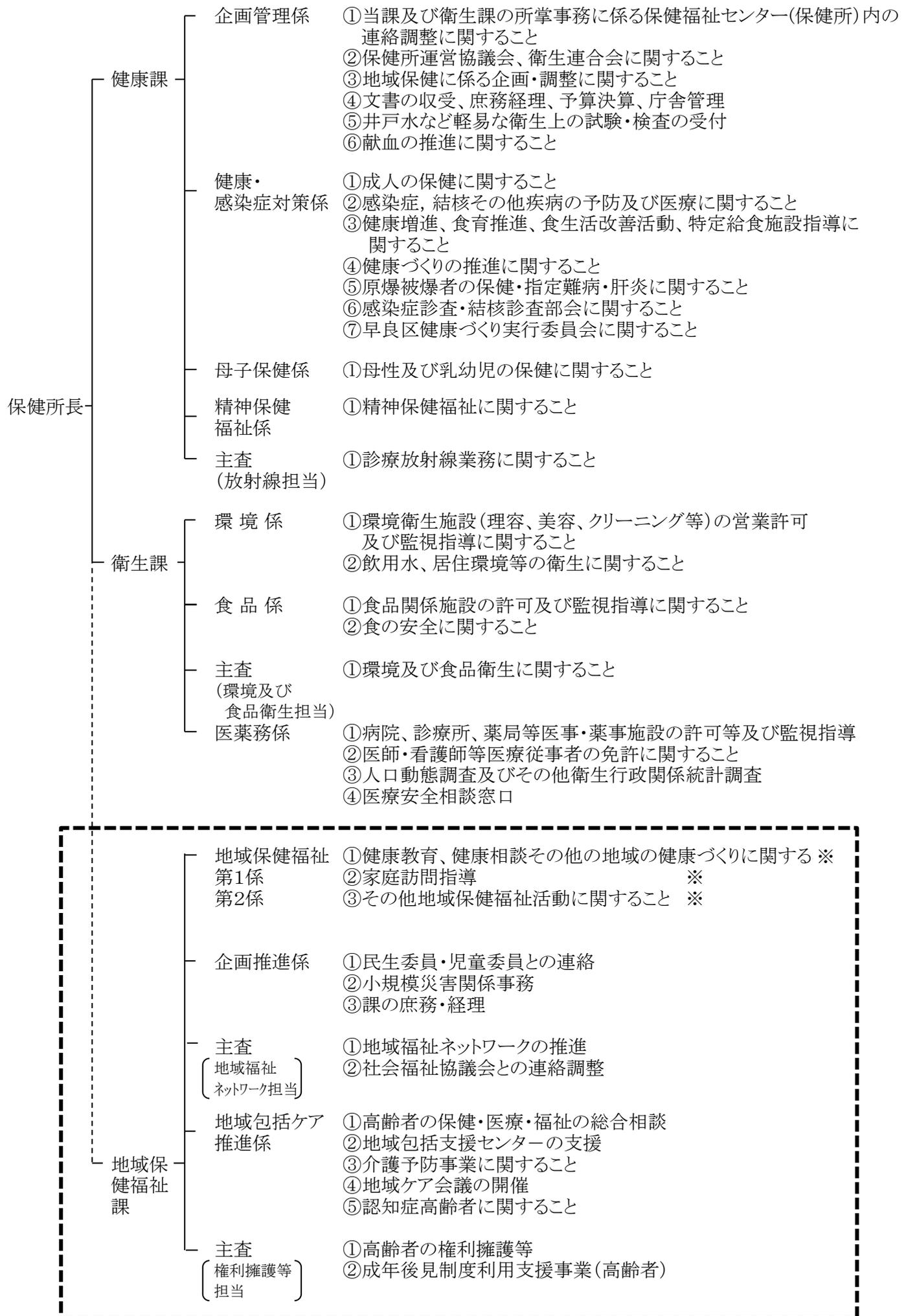
○早良保健所役付職員名簿

令和4年7月1日現在

所 属	職 名	氏 名	
早良保健所	所 長	向 井 直 子	(新) 西保健所長兼務
健 康 課	課 長	平 川 笑 美	(新)
	企画管理係長	藤 雅 之	
	健康・感染症対策係長	宮 崎 理 恵 子	
	母子保健係長	松 本 友 美	(新)
	精神保健福祉係長	生 田 淳 子	
	主査(放射線担当)	西 田 美 季	城南区・西区兼務
衛 生 課	課 長	永 井 久 子	
	環境係長	森 真 由 子	
	食品係長	高 塚 公 章	(新)
	主査(環境及び食品衛生担当)	池 田 敦	
	医薬務係長	池 田 裕 幸	
地域保健福祉課※	課 長	竹 廣 瑞 枝	(新)
	地域保健福祉第1係長	生 座 本 理 子	(新)
	地域保健福祉第2係長	平 山 く み 子	
	企画推進係長	坂 本 英 嗣	(新)
	主査(地域福祉ネットワーク担当)	渡 辺 順 子	
	地域包括ケア推進係長	長 尾 香 織	
	主査(権利擁護等担当)	赤 司 泰 久	(新)

※令和2年11月1日から保健福祉センター役付職員

○早良保健所の機構及び事務分掌（令和4年7月1日）



は保健福祉センター所管

※ 一部保健所長所掌事務

○職員配置表

令和4年7月1日現在

区分	職員数	職種別内訳								有資格者(再掲)	
		医師	事務職	保健師	助産師	管理栄養士	診療放射線技師	衛生管理	獣医師	薬剤師	
所長	現員	1	1								
	定員	1	1								
健康課	健康課長	現員	1		1						
	定員	1		1							
健康課	企画管理係	現員	3	3							
	定員	3	3								
健康課	健康・感染症対策係	現員	8	1	1	5		1			
	定員	8	1	1	5		1				
健康課	母子保健係	現員	2		1	1					
	定員	2		1	1						
健康課	精神保健福祉係	現員	4	1	3						
	定員	4	1	3							
健康課	主査	現員	1					1			
	定員	1						1			
健康課	計	現員	19	1	5	10	1	1	1	0	0
	定員	19	1	5	10	1	1	1	0	-	-
衛生課	衛生課長	現員	1						1		1
	定員	1							1		
衛生課	環境係	現員	2						2		
	定員	2							2		
衛生課	食品係	現員	4						4	2	
	定員	4							4		
衛生課	主査	現員	1						1		
	定員	1							1		
衛生課	医薬務係	現員	2						2		1
	定員	2							2		
衛生課	計	現員	10	0	0	0	0	0	10	2	2
	定員	10	0	0	0	0	0	0	10	-	-
地域保健福祉課	地域保健福祉課長	現員	1		1						
	定員	1		1							
地域保健福祉課	地域保健福祉第1係	現員	6		6						
	定員	6		6							
地域保健福祉課	地域保健福祉第2係	現員	7		7						
	定員	6		6							
地域保健福祉課	企画推進係	現員	3	3							
	定員	2	2								
地域保健福祉課	主査 (地域福祉ネットワーク担当)	現員	1	1							
	定員	1	1								
地域保健福祉課	地域包括ケア推進係	現員	2		2						
	定員	2		2							
地域保健福祉課	主査 (権利擁護等担当)	現員	1	1							
	定員	1	1								
地域保健福祉課	計	現員	21	0	5	16	0	0	0	0	0
	定員	19	0	4	15	0	0	0	0	-	-
合計	現員	51	2	10	26	1	1	1	10	2	2
	定員	49	2	9	25	1	1	1	10	-	-

※ 令和2年11月1日から保健福祉センター付職員

議案 1. 令和3年度事業報告について

健康課

(1) 感染症業務

① 感染症対策

感染症法に基づく防疫活動、予防・衛生教育、研修会や相談事業等、H I V抗原抗体検査、クラミジア抗原検査、梅毒血清反応検査、B・C型肝炎検査等を実施している。

なお、感染症の届出件数は、次のとおりである。

ア 感染症発生状況 (件)

分類	病名	令和3年度	令和2年度
一感染症 (7疾病)	エボラ出血熱,ペストなど	0	0
二類感染症 (7疾病)	結核 ※1	22	32
三類感染症 (5疾病)	腸管出血性大腸菌感染症	12	1
	細菌性赤痢	0	0
	腸チフス	0	0
四類感染症 (44疾病)	レジオネラ症	2	2
	E型肝炎	0	1
	A型肝炎	0	0
	デング熱	0	0
五類感染症 (49疾病) 全数把握は 24疾患	アメーバ赤痢	3	1
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	0
	後天性免疫不全症候群	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	2	2
	水痘 (入院例に限る)	0	1
	百日咳	0	0
	麻しん	0	0
	風しん	0	0
梅毒	7	4	
新型インフルエンザ等 感染症	新型コロナウイルス感染症 ※2	13,986	1,888 ※2

※1 結核は年集計 潜在性結核感染症を含む

注：潜在性結核感染症（L T B I）とは、結核を発病していないが、結核菌に感染している状態を指す

※2 令和3年2月13日より指定感染症から新型インフルエンザ等感染症へ分類変更。令和2年度の件数は変更前の指定感染症としての届出を含むもの。

イ H I V抗原・抗体検査数 (件・人)

区分	早良保健所		福岡市	
	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
検査件数	117	102	1,569	1,460
陽性者数	0	0	8	9

ウ その他の検査件数 (件)

検査名	早良保健所	
	令和3年度	令和2年度
クラミジア抗原検査 (～H31.4月抗体検査)	103	95
梅毒血清反応検査	112	92
B型肝炎検査	18	38
C型肝炎検査	18	37

② 結核対策

ア 結核健診

結核患者の早期発見・早期治療のため、結核に関する正しい知識の普及・啓発と健康診断等を実施した。

区分	対象	令和2年度	令和3年度		
定期健診	65歳以上の市民と、結核蔓延防止のために特に必要な者	787	910		
管理健診	結核登録票に登録されている者	8	10		
接触者健診	結核患者との接触者	胸部エックス線検査	62	189	
		IGRA検査	QFT	180	127
			T-SPT	0	0

イ 新登録者数

区分		0	20	40	60	80歳～	合計
		～19歳	～39歳	～59歳	～79歳		
令和2年度	結核患者	0	0	4	7	4	15
	LTBI	0	5	5	5	2	17
令和3年度	結核患者	0	3	1	2	11	17
	LTBI	0	2	0	1	2	5

ウ DOTS (直接服薬確認療法)

治療の成功と多剤耐性結核の発生防止のため、結核患者への確実な服薬指導を実施した。

(2) 精神保健福祉業務

① 精神保健福祉相談等事業

心の健康づくりや精神疾患の早期発見・早期治療の促進を目的に精神科医による定例相談や相談員による常時相談、家庭訪問を実施した。

また、精神疾患に対する理解を深め、地域の支援体制づくりの構築を目的に健康教育や会議等を実施した。

ア 健康相談

- ・心の健康相談（2回/月） 精神科医師による面接相談
- ・常時相談 相談員による電話・面接

(件)

	令和3年度			令和2年度		
	来所	電話	合計	来所	電話	合計
心の健康相談（定例）	15		15	11		11
常時相談	6,743	6,435	13,178	5,387	6,606	11,993
定例+常時相談	6,748	6,435	13,193	5,398	6,606	12,004

注：令和3年度の数は暫定値。

イ 家庭訪問

(件)

	令和3年度		令和2年度	
	実数	延べ数	実数	延べ数
家庭訪問件数	15	49	22	60

注：令和3年度の数は暫定値。

ウ 健康教育（区主催分）

	令和3年度		令和2年度	
	開催数（回）	参加者数（人）	開催数（回）	参加者数（人）
こころの病 家族教室・家族交流会	6	45	5	26
うつ病予防教室	2	19	3	52

注：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した月があった。
令和3年度の数は暫定値。

エ 会議等

	令和3年度		令和2年度	
	開催数（回）	参加者数（人）	開催数（回）	参加者数（人）
早良区精神保健医療福祉連絡会	0	0	0	0
事例検討会	39	155	49	302

注：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
令和3年度の数は暫定値。

オ アルコール保健対策

平成27年2月に改正された「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づき、飲酒運転初回違反者を対象に適正飲酒の面接指導の実施。

(件)

	令和3年度	令和2年度
適正飲酒指導	7	10

注：令和3年度の数は暫定値。

② 精神保健医療・福祉

ア 精神保健福祉法に基づき措置入院に関する調査、診察立会、事務処理等の実施

	令和3年度	令和2年度
通報等件数	71	67
措置診察実施件数	21	24
緊急措置診察件数	17	16

注：令和3年度の数値は暫定値。

イ 精神障がい者の社会復帰・在宅福祉サービス

自立支援医療（精神通院公費負担）、精神障害者福祉手帳の申請・交付及び障がい福祉サービスの申請・交付・相談。

	令和3年度	令和2年度
自立支援医療利用者数	4,007	4,225
精神保健福祉手帳所持者数	2,701	2,530
障がい福祉サービス利用件数	2,478	2,221

注：令和3年度の数値は暫定値。

(3) 母子保健業務

① 子育て世代包括支援センター

健康課・地域保健福祉課・子育て支援課の3課を「子育て世代包括支援センター」として位置づけ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を強化している。

妊娠届出時に全妊婦と面談し、妊娠期から支援が必要な妊婦を把握し地域保健福祉課、子育て支援課等と連携して支援を実施している。

ア 母子健康手帳の交付

(件)

事業名		令和3年度	令和2年度
妊娠届出数	集団交付	実施なし	実施なし
	個別交付	1,548	1,638
	計	1,548	1,638

イ 妊娠届出からの支援状況

(件)

	令和3年度	令和2年度
妊娠届出件数	1,548	1,638
妊娠届出から支援に繋がった件数	191 (12.3%)	190 (11.5%)

② 母子の健全育成

乳児のいるすべての家庭に、生後3か月頃までに助産師や保健師が家庭訪問する乳児家庭全戸訪問事業を実施すると共に、継続的な支援が必要な妊産婦・乳幼児等への訪問や指導を実施している。また、母子の健全育成や育児不安の軽減を図るために、乳幼児健診、健康教育、育児相談等を実施している。

ア 乳幼児健診

事業名		令和3年度		令和2年度	
		開催回数	受診者数 (受診率)	開催回数	受診者数 (受診率)
健診	4か月児健診※	医療機関委託	1,593 (99.6%)	4月に1回実施 医療機関委託	1,722 (99.2%)
	1歳6か月児健診※	医療機関委託	1,773 (97.5%)	医療機関委託	1,796 (91.2%)
	3歳児健診※	69	1,886 (95.6%)	71	2,121 (99.6%)
幼児精神精密検査		66	延224	36	延189

注：新型コロナウイルス感染防止対策のため、全ての健診を令和2年4月から7月まで休止
 4か月児健診はR2年5月～、1歳6か月児健診はR2年7月～医療機関委託
 3歳児健診、幼児精神精密検査はR2年7月～保健所で実施

イ 母子健康教育・訪問指導等

事業名	令和3年度		令和2年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
マタニティスクール (令和3年度は個別相談)	57	107	21	延265
乳幼児健全発達支援事業 (令和2年度は下半期のみ)	—	—	10	延44
家族計画指導(集団) (令和2年度はマタニティスクールでのみ実施)	—	—	7	100
新生児訪問(母子訪問指導員)	—	1,792件	—	1,844件
乳児家庭全戸訪問(母子保健訪問職員)	—	272件	—	333件

注：事業においては、新型コロナウイルス感染症防止対策ため訪問休止期間あり

(4) 原子爆弾被爆者・指定難病患者・肝炎治療等に係る事務及び難病対策

原子爆弾被爆者や指定難病医療及び肝炎インターフェロン治療・核酸アナログ製剤治療に係る諸申請の窓口としての事務を行った。

(人)

事業別		令和3年度	令和2年度
原子爆弾被爆者手帳所持者		287	305
指定難病医療受給者証所持者	新規申請	293	243
	受給総数	1,615	1,600
C型肝炎治療受給者証申請者		25	29
B型肝炎治療受給者証申請者		176	106

(5) 成人及び高齢者保健・健康づくり事業

① 健診等

住民の健康増進を目的として特定健診・特定保健指導や、各種がん検診を行った。

ア 特定健診・特定保健指導

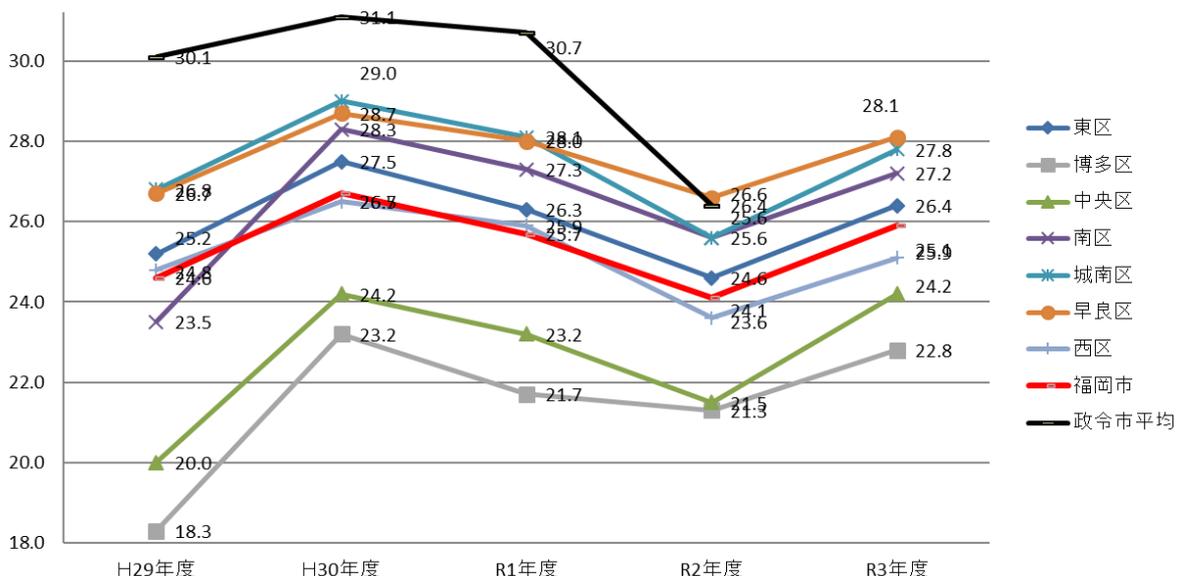
・受診者数

年度	区分	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	メタボリックシンドローム	
					予備軍 (人)	該当者 (人)
令和2年度	福岡市	187,928	47,517	25.7	5,843	8,908
	早良区	28,530	7,825	27.4	966	1,488
令和3年度	福岡市	211,876	54,912	25.9	—	—
	早良区	31,741	8,910	28.1	—	—

注：令和3年度の数は暫定値。

令和2年度の数は法定報告値。(市国民健康保険の資格の取得・喪失の精査、除外規定者(長期入院者等)の整理等を行い、翌年度年秋ごろ確定する数値。)

区別受診率の推移(各年3月末現在実施ベース)
※政令市平均のみ法定報告値



イ がん検診等

年度		令和3年度		令和2年度	
		福岡市	早良区	福岡市	早良区
胃がん	保健福祉センター等	6,288	515	5,226	390
	医療機関	18,929	2,440	18,197	2,418
	計	25,217	2,955	23,423	2,808
子宮頸がん	保健福祉センター等	10,060	889	6,824	476
	医療機関	46,353	6,407	41,816	5,985
	計	56,413	7,296	48,640	6,461
乳がん	保健福祉センター等	9,645	848	6,439	440
	医療機関	11,688	556	9,951	518
	計	21,333	1,404	16,390	958

大腸がん	保健福祉センター等	13,041	1,197	9,281	758
	医療機関	23,548	3,424	21,497	3,285
	計	36,589	4,621	30,778	4,043
肺がん	保健福祉センター等	14,563	1,487	10,855	929

② 健康づくり

ア 健康づくり月間事業

ア 健康づくり月間事業

保健衛生思想の普及啓発及び保健事業の円滑な推進を図り、市民の健康づくりに資することを目的に、10月を「福岡市健康づくり月間」として定め、地域団体等の代表者で組織する「早良区健康づくり実行委員会」による啓発事業等を実施した。

○啓発事業

「今だからこそ健康について考えよう」ポスターとチラシの掲示

令和3年10月18日(月)～10月30日(金)

啓発物配布個数：450名



区役所及び保健福祉センターに掲示

イ 生活習慣病予防月間事業

福岡市では2月の1か月間を「福岡市生活習慣病予防月間」として定め、市民一人ひとりの生活習慣病予防に関する意識の高揚を促すことを目的として地域団体等の代表者で組織する「早良区健康づくり実行委員会」により啓発等を実施した。

○啓発事業

ポスターとチラシの掲示、啓発物配布

令和4年2月8日(月)～2月28日(月)

啓発物配布個数：230名



区役所及び保健福祉センターに掲示

骨粗鬆症予防のために保健福祉センター内で骨粗鬆症検査を実施した。

区 分	令和3年度		令和2年度	
	回数	人数	回数	人数
よかドック30	—	436人	—	477人
骨粗鬆症検査	23回	822人	17回	517人

エ 栄養改善対策

(ア) 特定保健指導・母子保健事業等の中で栄養指導や栄養相談を実施した。

事業別		令和3年度		令和2年度		
栄養改善	相談	母子	763人	498人		
		成人	1,107人	722人		
教育	教育	母子	16回	113人	21回	172人
		成人	35回	548人	11回	189人

(イ) 給食施設等指導

(新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、令和2年度、令和3年度は研修会中止)

給食施設指導延数		特定給食施設		小規模給食施設
		1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回50食以上又は 1日100食以上
令和2年度	立入・電話等での 個別指導	8施設	1施設	6施設
	書面による確認	28施設	6施設	27施設
令和3年度	立入・電話等での 個別指導	0施設	0施設	4施設
	書面による確認	28施設	6施設	28施設

(ウ) 健康増進法に基づく特定保健用食品、特別用途食品及び栄養表示基準に関する相談・指導と保健機能食品の普及啓発及び相談・指導を行った。

オ 食育推進事業

(ア) 各団体による情報共有のための食育推進ネットワーク会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、令和元年度より中止している。

(イ) 地域での食生活改善活動を担うボランティア養成のため、食生活改善推進員養成教室を開催した。また、食生活改善推進員を対象に研修を実施した。

事業名	令和3年度		令和2年度	
食生活改善推進員協議会推進事業	8回	158人	6回	144人
食生活改善推進員養成教室	8回	79人	8回	47人

カ 歯科保健

乳幼児健診の中で、歯科健診と相談を行った。

10月の「早良区健康まつり」において実施している、口腔がん検診・相談、歯周病検査、歯科相談は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため中止した。

		令和3年度		令和2年度	
歯科健診・歯科指導	幼児	69回	1,886人	62回	2,121人
早良区健康まつり(延べ数)		—		—	

注：幼児歯科健診は3歳児健診併設分のみ

キ サザエさん通り みんなで食育推進事業

市民の健全な食習慣を支援するため、三世代が楽しく食卓を囲むサザエさん一家をイメージして、幼児期から高齢期まで、各ライフステージに応じた「サザエさん通り食育レシピ集」を発行し、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、実践できるようレシピ集を活用した情報提供を行った。(平成26年度より実施)

【令和3年度事業内容】

(ア) レシピ集を活用した食育の取り組み

各ライフステージ別の食育レシピ集(第1集「幼児期・子ども期」、第2集「若者期」、第3集「成人期」、第4集「高齢期」)を活用した食育講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年度も実施しなかったが、新しい生活様式に対応した食育を進めるため、レシピ集に掲載している各レシピの調理動画の作成に取り組んだ。(令和4年度配信予定)

(イ) 乳幼児健診日における食育指導

所内で実施する3歳児健診時に、第1集「幼児期・子ども期」向け食育レシピ集やフードモデルを活用し、食事指導を実施した。(年間56回実施)



(6) 地区組織活動

○ 校区献血

各校区が実施する校区献血事業について、各校区や日本赤十字血液センターとの連絡調整、ポスターや回覧用チラシの作成等の支援を行った。

	令和3年度	令和2年度
実施校区数	22	22
献血参加人数	1,039	1,090
献血人数	899	965

衛 生 課

(1) 環境衛生業務

① 監視指導等

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、水道施設等に対し、施設の衛生水準の維持・向上のため、立入検査や浴槽水等の細菌・化学検査、維持管理報告書の審査を行った。

ア 監視対象施設数及び監視件数

	令和3年度		令和2年度	
	施設数	監視件数	施設数	監視件数
興行場	5	4	4	0
旅館	15	11	17	9
公衆浴場	9	8	9	9
理容所	153	54	153	39
美容所	337	129	337	158
クリーニング所	127	21	158	12
専用水道	11	9	11	6
簡易専用水道	380	12	389	18
特定建築物	48	9	47	22
畜舎・家きん舎	4	0	5	2
温泉利用施設	4	4	4	6
遊泳用プール	6	14	6	12
社会福祉施設・病院等	382	20	385	20
計	1,481	295	1,525	313

イ 行政検収等結果

	令和3年度			令和2年度		備考
	検査施設数	不適施設数	不適内容	検査施設数	不適施設数	
興行場	2	2	残留塩素	0	0	水道水
旅館	3	1	レジオネラ属菌	5	0	浴槽水
公衆浴場	4	1	レジオネラ属菌	4	1	浴槽水
専用水道	4	0		3	0	飲用水
簡易専用水道	6	2	残留塩素	9	3	水道水
遊泳用プール	6	1	KMnO ₄ 消費量	5	2	プール水
社会福祉施設・病院等	11	0		10	3	浴槽水
計	36	7		36	9	

ウ 衛生講習会開催状況

	令和3年度		令和2年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数
衛生講習会	0	0	1	13

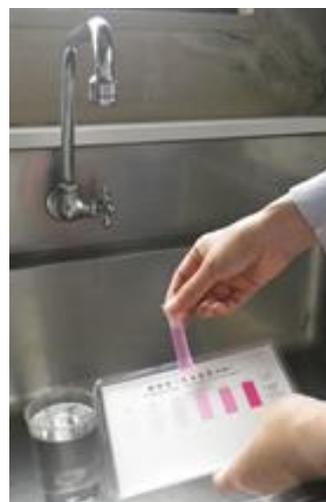
② 市民相談

営業施設の衛生面に関する苦情に対し、施設調査や改善の指導を行った。

また、飲用水やダニ・カビ、シックハウスなど住まいに関する相談に対し、対処方法等の助言を行った。

苦情相談件数

相談内容	令和3年度	令和2年度
旅館	0	2
公衆浴場	2	2
理容所・美容所	3	4
プール	3	0
飲用水（井戸水を除く）	6	5
井戸水	21	15
ダニ・カビ、シックハウス	2	1
その他	13	20
計	50	49



残留塩素の検査

(2) 食品衛生業務

① 監視指導

食品関係営業施設、学校・病院・社会福祉施設などの集団給食施設の衛生検査（立入検査）や早良区内で製造・流通している食品の収去検査（抜き取り検査）を行った。

また、令和3年6月に改正食品衛生法が施行され、食品関係施設の許可や届出の体系が変更された。

ア 監視対象施設数及び監視件数

	令和2年度	
	施設数	監視件数
旧食品衛生法許可施設（飲食店営業等）	2,850	1,289
旧福岡県条例許可施設（食品販売業等）	289	115
旧集団給食施設	147	54
計	3,286	1,458

	令和3年度	
	施設数	監視件数
食品衛生法許可施設（飲食店営業等）	2,293	675
食品衛生法届出施設（食品販売業等）	1,176	101
(再掲) 集団給食施設	94	14
計	3,469	776

イ 食品の収去検査件数

	令和3年度		令和2年度	
	検査数	不適	検査数	不適
魚介類	6	0	3	0
冷凍食品	2	0	2	0
魚介類加工品	5	0	7	0
肉・卵類及び加工品	6	0	9	0
アイスクリーム類・氷果	4	0	8	0
穀類及びその加工品	13	0	8	0
野菜・果物及びその加工品	17	0	22	0
菓子類	12	0	17	0
その他の食品等	4	0	7	0
計	69	0	83	0

② 食中毒対策

食中毒疑い患者発生の情報に基づき、原因究明や健康被害の拡大防止・再発防止のため、早良区内の関連施設や患者の調査を行い、指導を行った。

また、発生件数の多いカンピロバクターによる食中毒や患者数の多いノロウイルスによる食中毒予防対策として、食品関係施設に対し、衛生検査や衛生講習会において、食肉の十分な加熱や衛生的な取扱い、調理従事者の手洗いや健康管理の徹底等の指導を行った。消費者に対しては、出前講座や市政だより、チラシ等により、加熱不十分な食肉を食べることによる危険性や手洗いの重要性について啓発を行った。

ア 食中毒発生状況

	令和3年度		令和2年度	
	福岡市	早良区(内数)	福岡市	早良区(内数)
発生件数 (件)	25 (カンピロバクター 10 アニサキス 12 ノロウイルス 2 ヒスタミン 1)	5 (カンピロバクター 2 アニサキス 3)	20 (カンピロバクター 8 アニサキス 9 その他の病原大腸菌 1 クドア 2)	1 (アニサキス 1)
患者数(人)	111	13	61	1

イ 衛生講習会開催状況

	令和3年度		令和2年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数
食品衛生講習会	1	23	3	19
集団給食施設講習会	0	0	0	0
うち社会福祉施設対象	0	0	0	0

※上記以外にオンライン講習会での受講者数は、345名（令和3年度）

③ 市民相談

飲食を原因とする体調異常や異物混入等の相談に対し、施設調査や食品検査を行った。

・苦情相談件数

相談内容	令和3年度	令和2年度
表示	2	1
体調異常	18	9
異物混入	4	4
異臭・異味	1	2
腐敗・変敗	12	1
食品取扱不良	1	3
カビ	0	0
その他	2	2
計（受付件数）※	40	22

※1件の相談受付で複数相談あり

(3) 医薬務業務

① 医事施設・薬事施設の許可等事務及び監視指導

市民への適切な医療や医薬品等の提供を目的として、医療機関等の医事施設や薬局等の薬事施設に対し、関係法令に基づく許可や届出受理、県への進達事務を行うとともに、施設管理の状況や構造設備の状況、人員等について、定期に又は必要に応じて立入検査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度の定期立入検査は病院、診療所、助産所、薬局については書面検査を行い、医薬品販売業、毒物劇物販売業、医療機器販売業については立入検査を行った。

ア 医事施設数及び監視件数

		令和3年度		令和2年度	
		施設数	監視件数	施設数	監視件数
病院		13	2（書面検査 13）	13	5
有床診療所		22	0（書面検査 7）	24	1
無床診療所		189	4（書面検査 32）	187	3
歯科診療所		146	5（書面検査 24）	145	4
助産所		7	0（書面検査 2）	6	0
施術所	あんま・はり・きゅう※	201	9	198	9
	柔道整復業	94	4	95	5
歯科技工所		38	0	40	1
衛生検査所		4	0	3	1
計		714	102	711	29

※「あんま・はり・きゅう」の施設数には、出張のみの事業所数を含む

イ 薬事施設数及び監視件数

	令和3年度		令和2年度	
	施設数	監視件数	施設数	監視件数
薬局	139	4 (書面検査 28)	139	6
医薬品販売業※	60	23	57	15
毒物劇物販売業	39	6	38	8
医療機器販売業	763	24	752	17
再生医療等製品販売業※	1	—	1	—
計	1,002	85	987	46

※医薬品販売業のうち卸売販売業、配置販売業及び再生医療等製品販売業は県所管

② 医療従事者等免許事務

医療従事者等に関する厚生労働大臣免許や県知事免許の申請受付、進達、交付事務を行った。

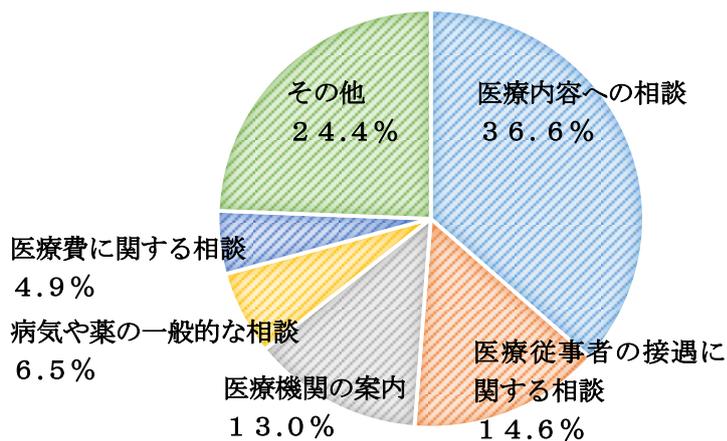
	令和3年度	令和2年度
医師・歯科医師・薬剤師	117	132
看護師・准看護師・助産師・保健師	272	236
理学療法士・作業療法士等	59	74
栄養士・管理栄養士	60	41
計	508	483

③ 医療安全相談

医療の安全と信頼の向上を目的として、市民からの医療等に関する問合せや苦情、相談への対応を行った。

	令和3年度	平成2年度
相談件数	123	146

令和3年度相談内容の内訳



④ 衛生統計調査

厚生労働省が施策の企画立案における基礎資料とするために実施する人口動態調査その他各種衛生行政調査について、内容を精査・集計し、厚生労働省に報告を行った。

人口動態調査

	令和3年	令和2年
出生	1,601	1,717
死亡	1,941	1,818
婚姻	835	899
離婚	332	372

(4) 市民啓発事業

講座や講習会を実施するほか市政だよりやホームページ、フェイスブックなどを活用して、安全で快適な住まいづくりや食中毒予防、食の安全、医薬品適正使用に関する市民啓発を行った。また、「手洗いチェッカー」の貸出し等を行い、正しい手洗いについて普及啓発を行った。

① 体験型講座

開催日	内 容	参加人数
7月20日(火) ～ 8月18日(水)	食品衛生月間行事（リスクコミュニケーション事業） 「食の安全塾 ～目で見て分かるぺったん検査～お家でできる衛生チェック」 ・郵送したキットを用いた、調理器具や手指の細菌検査の実施 ・食中毒予防について	30人

② 講習会

名 称	令和3年度	令和2年度
出前講座等	2回 (25人)	0回 (0人)
バザー講習会	0回 (0人)	0回 (0人)
マタニティスクール・離乳食教室	12回 (76人)	14回 (118人)
医薬品に関する啓発講習会	1回 (19人)	0回 (0人)
社会福祉施設保健衛生講習※	73施設 162人	128施設 452人

※インターネットに掲載した食品衛生、環境衛生及び感染症に関する動画等を活用した講習

③ フェイスブック等での主な啓発内容

ア 環境衛生に関すること

- ・梅雨時のダニ・カビの発生を抑えましょう
- ・プール利用時の注意点
- ・年に1回は井戸水の検査をしましょう
- ・冬用の布団を使う前にお手入れをしましょう
- ・ヘアカラーによるアレルギーにご注意を！
- ・まつげエクステンションを安全に楽しむために
- ・加湿器の使い方にご注意を！
- ・上手に換気をしましょう！

イ 食品衛生に関すること

- ・家庭での食中毒にご注意を！
- ・食品衛生月間のイベントのご案内
- ・食品のテイクアウトによる食中毒にご注意を！
- ・8月は食品衛生月間です
- ・「金属容器にスポーツ飲料」は要注意！
- ・魚を食べてアレルギー！？実は食中毒かもしれません
- ・お肉はよく焼いて食べましょう
- ・アニサキスによる食中毒に注意
- ・毒キノコによる食中毒にご注意を
- ・鶏肉の低温調理による食中毒を防ぎましょう
- ・フグの素人調理は危険です！
- ・ノロウイルスが流行しています
- ・牛肉の低温調理による食中毒を防ぎましょう
- ・手洗いで食中毒を防ぎましょう
- ・豚肉の低温調理による食中毒を防ぎましょう
- ・妊娠中の食事に気をつけましょう
- ・乳児ボツリヌス症を防ぎましょう
- ・カンピロバクター食中毒を防ぎましょう
- ・有毒植物に要注意
- ・お弁当による食中毒を防ぎましょう

④ 手洗いチェッカー体験者数【手の洗い残しゼロチャレンジ】

令和3年度	令和2年度
659人	767人

地域保健福祉課

(1) 健康教育・健康相談

①母子保健

事業名	令和3年度		令和2年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
母子巡回健康相談	38	411	52	661
母子健康教育	65	889	90	953
子育て交流サロン支援	15	214	21	255
育児サークル支援	0	0	1	18
その他の母子保健教育	50	675	68	680
母子保健相談	44	276	33	207
子育て交流サロン支援	29	189	19	99
育児サークル支援	0	0	1	14
その他の母子保健相談	15	87	13	94
子育て安心教室	5	75	5	98
子育て交流サロン等地域組織活動（再掲）	21	252	41	294
発達障がい気になる子どもとその保護者のサロン「もちもち」（再掲）	10	142	13	67組 172
養育支援訪問事業	6世帯	91回	8世帯	92回

事業名	内 容	参加者
子育て講演会	開催日 : 令和3年10月7日（木） 講演会講題： 「発達障がいから学ぶ子育てのヒント （乳幼児期を中心に） ～お子さんの発達の遅れ、苦手さ、できなさが 気になるときにどう過ごすか～」 講 師： 福岡市発達障がい者支援センター 大宅 妙氏	43名

② 成人保健

「健康日本21福岡市計画」に基づき、生活習慣病予防の知識普及・啓発を目的に、各校区で健康づくり目標を掲げ、健康づくりを推進している。

事業内容		令和3年度		令和2年度※	
		開催回数 (回)	参加者 (人)	開催回数 (回)	参加者 (人)
健康教育	がん予防	1	5	1	7
	病態別教育 （「血管若返り大作戦！」等）	3	30	3	42
	健康日本21事業（生活習慣病予防）	9	185	13	161
	運動	26	908	12	339
	心の健康	1	6	1	6
	地区組織活動	80	575	80	612
	その他	13	169	13	190
	機会教育（特定健診受診勧奨など）	32	700	42	597
健康相談		29	341	24	234

早良区ウォーキング推進事業

ア 各校区ウォーキンググループ及びウォーキング大会支援

- ・ウォーキンググループ…14グループ
- ・ウォーキング大会等……開催回数14回、参加者711人

イ ウォーキンググループ交流会

開催日：令和4年12月6日

参加者：15人（ともてらす5グループ、保健所2グループ）

講話：「安全で効果的なウォーキングについて」

講師：健康運動指導士 平塚 泉氏

※ 福岡市早良南地域交流センター「ともてらす早良」と保健所をサブ会場としてオンラインで繋ぎ、2会場で実施

ウ ウォーキングマップを活用した健康づくり推進事業

区内にあるウォーキングロード沿いの「ベンチプロジェクト」として設置されたベンチに「健康づくり」「近隣の見どころ」に関するステッカーを貼付する。

貼付場所（令和3年度末時点）：早良区役所や百道1号緑地などのベンチ 13基

※令和3年度は新たに西新商店街オレンジ通りのベンチ4基に貼付

注：早良区企画課が実施する「ベンチプロジェクト」の共働事業として実施。

③ 高齢者保健

ア 介護予防事業

高齢者が要介護状態及び要支援になることを予防、また悪化防止することを目的に、高齢者が健康で生き生きとした生活を営むことができるよう、65歳からの健康づくり教室や認知症予防教室、自主活動をしているふれあいサロン支援などを通して、高齢者の状態に応じた介護予防・健康づくりの支援を行った。

事業名	内容	令和3年度		令和2年度	
		開催回数 (回)	参加者 (人)	開催回数 (回)	参加者 (人)
生き生き講座 (※1)	健康づくり・介護予防をテーマとした講座を地域に出向いて実施する。	105	1,754	102	1,645
地域リハビリテーション活動支援事業 (※2)	運動等に関する知識・実技の提供、体力評価等の実施	—	—	—	—
運動からはじめる認知症予防教室	要介護状態の原因のひとつである「認知症」「転倒による骨折」を予防するため、運動機能の向上を中心とした教室をシリーズで実施する。	14	137	13	126
介護予防教室	虚弱高齢者への介護予防教室をシリーズで実施する。	30	146	41	139
高齢者元気づくり応援事業	各シリーズの教室から立ち上がった自主グループ同士の交流、意見交換の場を作り、グループ活動の継続支援を実施。	2	22	0	0
地区組織活動・ボランティア育成等	介護予防事業に関する地域との打ち合わせなど	46	687	34	524

※1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため事業中止の期間あり。

※2 全市として当面の間事業が中止。ニーズに対しては生き生き講座として実施した。

イ 高齢者の元気づくりを応援する「よかトレ実践ステーション」の創出

よかトレ実践ステーション登録数 25校区 86団体 (令和4年4月時点)

ウ 認知症関連事業

認知症について正しい知識の普及を図るとともに、認知症の人や家族を支え、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための講座を行った。

(ア) 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識を持ち、地域などで認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター(応援者)」を養成した。

令和3年度	令和2年度
11回 参加者数 557人	8回 参加者数 376人

(イ) 認知症初期集中支援推進事業

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価・家族支援等の初期の支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行う。(早良区チーム員：医師1名、言語聴覚士1名、介護福祉士1名)

令和3年度	令和2年度
対象者数 14人	対象者数 12人

(2) 地区組織活動

○ 保健福祉事業懇談会

校区の保健概況を踏まえて、衛生連合会を中心に校区の各種団体代表と一年間の保健福祉事業の取り組みを振り返りながら、区の保健福祉問題・課題について情報を共有し、地域と共働による保健福祉事業の推進をめざすため、毎年、保健福祉事業懇談会を開催している。

【出席者】

- ・ 校区側 保健福祉活動に関わる団体代表者
- ・ 行政等 地域保健福祉課、健康課、地域支援課、いきいきセンターふくおか、区社会福祉協議会等

【内 容】

- ・ 校区保健概況
- ・ 前年度保健福祉事業の取り組み報告と次年度保健福祉事業取り組み計画について
 - a. 保健事業 b. 公民館、校区役員等の活動 c. 地域包括支援センター事業
- ・ 地域包括ケアに関する取り組み
- ・ 意見交換またはグループワーク

	令和3年度	令和2年度
校区保健福祉事業懇談会	紙面報告25校区 (新型コロナ感染拡大のため 対面実施は中止)	実施16校区、 紙書面報告9校区

(3) 家庭訪問

低出生体重児・新生児・乳幼児や妊産婦、乳幼児健診の未受診者及びフォロー者に対し家庭訪問を行い、健全な子育てのための支援や育児不安の解消、子どもの虐待防止に努めた。

また、生活習慣病、精神疾患、結核患者等に対し個別の健康支援を行った。

種 別	令和3年度		令和2年度	
	実数(人)	延数(人)	実数(人)	延数(人)
妊産婦・乳幼児等母子 (保健師)	760	1,093	849	1,332
〃 (母子訪問指導員・訪問嘱託員) [再掲]			1,816	1,844
長期療養児・心身障がい児	2	4	2	2
精神障がい者 [再掲]	9	33	10	36
成人(高齢者・認知症等含む)	17	31	4	19
結核	13	15	19	21
心身障がい者	0	0	1	4

(4) 地域包括ケアシステム構築への取り組み

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において、安心・安全に生活が続けられるよう、保健(予防)、医療、介護、生活支援、住まいの5つのサービスが継続的かつ包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施した。

①地域ケア会議

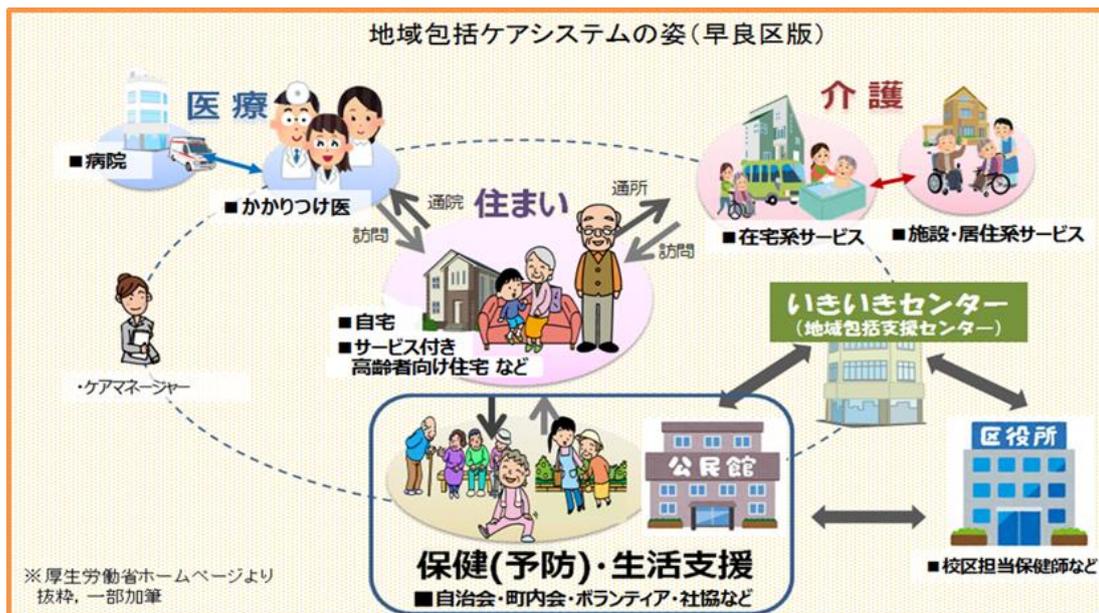
会議名称	令和3年度	令和2年度
個別支援会議(個別レベル)	69回	90回
高齢者地域支援会議(小学校区レベル)	9回	11回
圏域連携会議(概ね中学校レベル)	1回	8回(7回紙面)
地域包括ケア推進会議(区レベル)	1回	1回(紙面)
〃 在宅医療・介護部会	1回(オンライン)	1回(オンライン)
〃 権利擁護部会	1回(紙面)	1回(紙面)
〃 生活支援・介護予防部会	1回(紙面)	1回(紙面)

②在宅医療・介護連携の推進に関する取り組み

名称	令和3年度	令和2年度
多職種連携研修会	3回(オンライン)	1回(オンライン)
市民啓発講座	1回(オンライン)	0回(リーフレット作成、配布)

③区の特徴ある取り組み

- ・公民館を主体とした「地域包括ケア関連講座」を実施。地域の専門職と連携して講座を開催。
- ・認知症啓発映画を公民館で上映。
- ・早良区歯科医師会・福岡歯科大学と連携し「オーラルフレイル予防事業」実施。リーフレット作成。
- ・早良区版いきいきプロジェクトとして、全世代にむけて、感染予防対策や日常の健康づくり等をHP、FB、チラシ等で発信。



議案 2. 令和 4 年度主要事業について

健康課

(1) 感染症対策

① 感染症対策

ア 新型コロナウイルス感染症対応

- ・患者発生時の迅速な患者調査、接触者調査等の実施
- ・医療施設や高齢者施設における集団発生防止のため、医療安全・感染症対策研修会を実施

イ その他感染症対策

- ・ノロウイルスや腸管出血性大腸菌感染症等の発生時は、感染症法に基づく防疫活動を実施
- ・性感染症、HIV 等について、啓発活動や抗体検査を実施
- ・感染症の発生動向を常に注視するとともに、関係自治体、医療機関と情報共有を図りながら迅速な防疫活動を実施

② 結核対策

- ・新規発生に伴う患者管理や接触者検診を確実に実施
- ・結核治療中(抗結核薬の服用中)の全患者を対象とする DOTS(直接服薬確認療法)や、服薬終了後の定期病状調査や管理検診で病状把握を実施
- ・デインジャー検診の実施により、結核の集団感染及び蔓延化予防に努める
- ・入国前結核スクリーニングの状況を確認し、結核低蔓延国を目指す取り組みや結核予防の啓発活動を実施

(2) 精神保健福祉業務

① 精神保健福祉相談の充実

- ・相談員、精神科医師による相談を実施し、心の健康づくりの推進、精神疾患の早期発見・早期治療を促進する。
- ・区障がい者基幹相談支援センター等、関係機関との連携を強化し相談体制の充実を図る。

② 治療の促進と退院後の治療継続支援

- ・精神疾患の病状等に応じ、措置、医療保護等の適切な入院形態により治療を促す。
- ・措置入院者の退院後の生活に必要な医療、福祉、介護、就労等の支援計画を作成し、本人、家族、病院、事業所等の関係機関と連携し支援を行う。

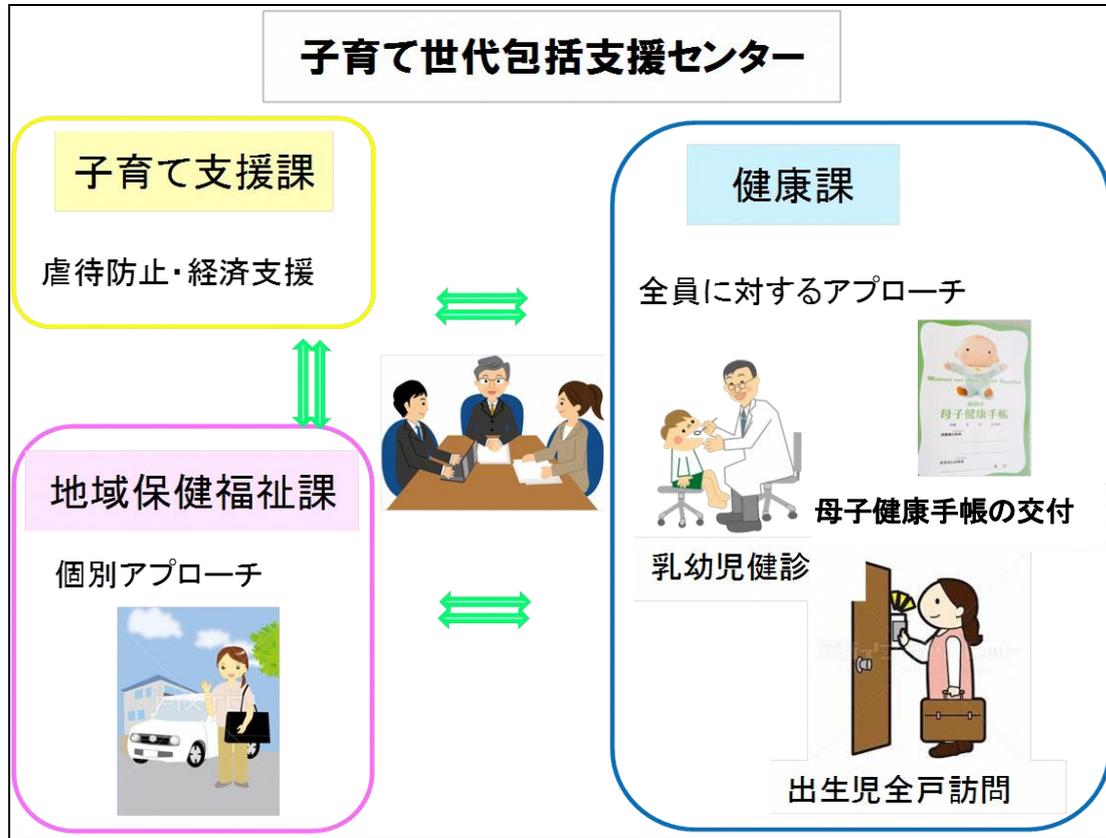
③ 精神障がい者の地域生活支援の促進

- ・精神障がい者が地域で安心して生活ができるよう、障がい福祉サービス等の活用を促進し、サービス等利用計画作成等における支援を行い、円滑な利用を推進する。

(3) 母子保健

① 子育て世代包括支援センター

健康課、地域保健福祉課、子育て支援課の3課が協力し、母子保健、子育て支援等の業務を妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく支援を行っていく。



② 未受診者対策

- ・虐待予防・早期発見のため、乳幼児健診・未受診者には、ハガキや電話による受診勧奨を行うとともに、情報把握の迅速化に努める。
- ・要フォロー者については、定例の関係3課（健康課・地域保健福祉課・子育て支援課）会議で情報共有を行う。

③ ハイリスク妊婦への支援

- ・母子健康手帳交付時の面接、産科医療機関・助産所からの妊娠届や支援が必要な妊婦の情報提供により、ハイリスク妊婦の早期把握に努める。
- ・地域保健福祉課と連携して妊娠期から介入し、出産後の育児不安の軽減等の養育支援を行うことで早期からの児童虐待予防を図る。

④ 専門職による新生児訪問

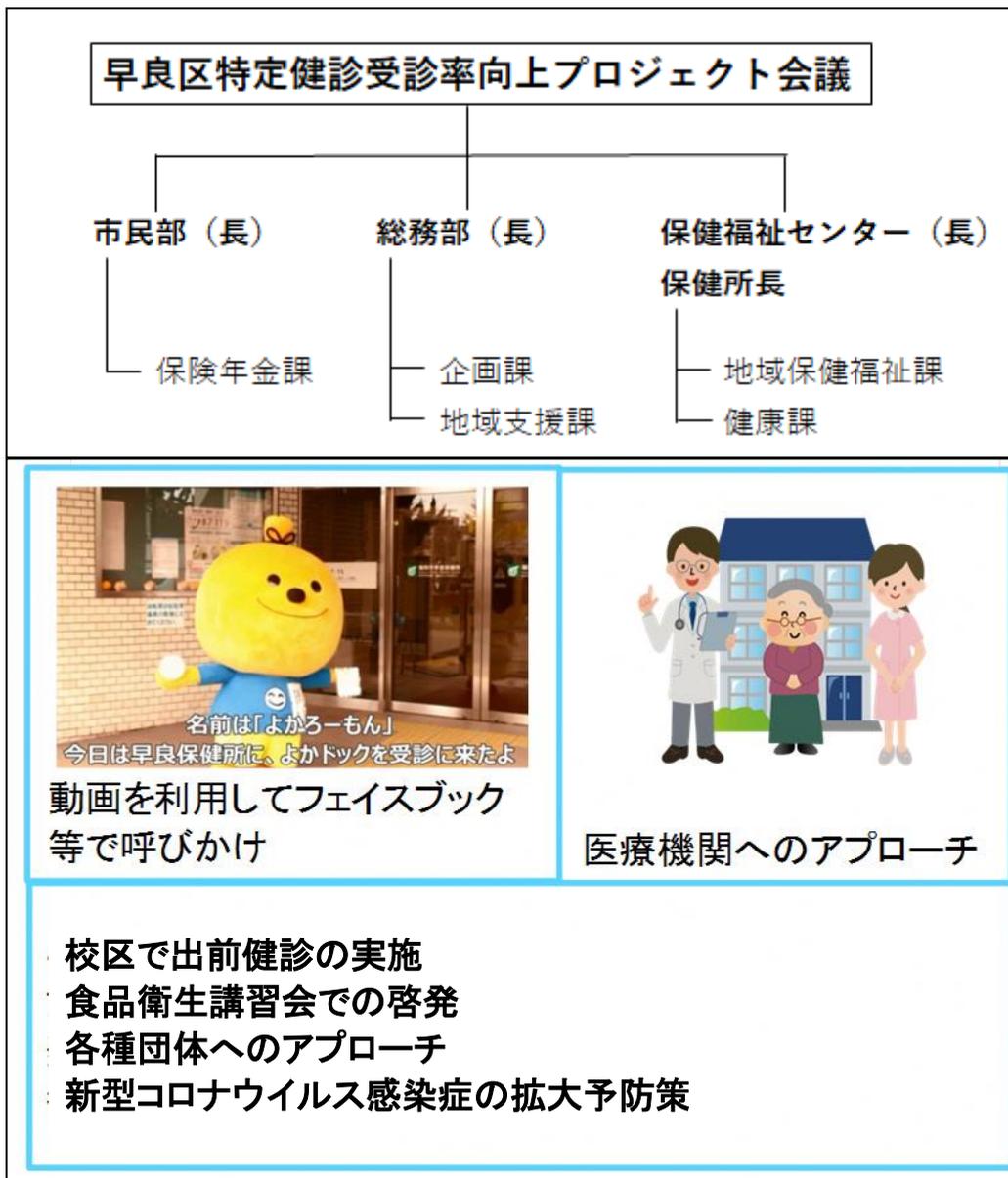
- ・新生児のいるすべての家庭に、4か月児健康診査時までには助産師や保健師が訪問し、母子の健康状態の確認や育児上の相談を実施。

(4) 成人保健

市民の健康保持、疾病の早期発見・早期治療を目的に、特定健診・各種がん検診を実施する。特に、超高齢化の進展を踏まえ、健康寿命の延伸のため生活習慣病対策を強化する。

○ 特定健診・特定保健指導、がん検診

- ・ 特定健診については早良区役所内の関係課が連携し、各校区団体や医師会等の協力を得て、受診率の向上に取り組む。
- ・ がん検診については、医療機関での受診勧奨を進めるほか、がん検診の効果的な実施に向け、校区集団がん検診等のあり方を地域役員と相談し、実情にあった健診の実施を検討する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策を講じた安心安全な健診(検診)の体制を整え、より多くの方が受診できる機会を増やし、広い世代への広報を実施する。



(5) 健康づくり

① 地域での健康づくり

- ・「早良区衛生連合会」と協働で地域の健康づくりを推進する。
- ・地域団体等の代表者で組織する「早良区健康づくり実行委員会」を中心として、「早良区健康まつり」や「生活習慣病予防月間」行事等を実施。

② 栄養改善・食育推進

- ・市民の健康の増進を図るため、乳幼児から高齢者までの栄養・食事の指導及び助言を行う。
- ・特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（特定給食施設）について、栄養管理の実施に関する指導及び助言を行う。
- ・「サザエさん通りみんなで食育推進事業」では、「幼児・子ども期向け」「若者期向け」「成人期向け」「高齢期」向け全4集のレシピ集を活用した食育講習会等を通じ、望ましい食生活の啓発を行う。

(1) 環境衛生

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、水道施設などの環境衛生関係施設及び社会福祉施設等の監視指導を引き続き実施するとともに、該当施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた衛生管理についても情報提供や助言等を行っていく。

○ レジオネラ症対策

公衆浴場、旅館、社会福祉施設のうち循環式浴槽を設置しているすべての施設について、浴槽水のレジオネラ属菌検査を実施する。レジオネラ属菌が検出された施設については、設備の洗浄・消毒と改善されたことを確認するための自主検査を指導する。

(2) 食品衛生

福岡市食品衛生監視指導計画に基づき、施設の規模や取扱品目、食中毒事例などをもとに健康被害が発生しやすいと考えられる施設に対し、重点的に監視指導を行うとともに、HACCPに沿った衛生管理など法改正や社会状況の変化に応じた助言・指導を行っていく。

① カンピロバクター食中毒対策の強化

全国的に発生件数の多いカンピロバクター食中毒リスクを低減化するため、生又は加熱不十分な鶏肉を提供している営業者に対し、講習会や衛生検査を通して、そのリスクについて周知しながら加熱不十分な鶏肉メニューの提供自粛を求めるとともに、食肉の衛生的な取扱いについて指導を行っていく。

② HACCPに沿った衛生管理の推進

食品衛生法の改正により令和3年6月から義務化されたHACCPに沿った衛生管理について、各事業者の運用状況を確認するとともに、より効果的な方法を指導することで、自主衛生管理の向上を図る。

(3) 医薬務業務

市民へ適切な医療や医薬品等の提供がなされるよう、病院、診療所、施術所等の医事施設や薬局、医薬品販売業の薬事施設に対し、国や県から発出される通知等の情報を速やかに周知するとともに、必要に応じて監視指導を行う。

○ 医事施設・薬事施設の立入検査

病院、診療所、助産所、薬局については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は検査を中止し、令和3年度は書面による検査を実施したが、今年度は新型コロナウイルス感染症の流行状況に配慮しながら、立入検査を実施予定である。

(1) 母子保健

① 地域子育て交流支援事業の推進

地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを行い、乳幼児と親が気軽に集える「子育て交流サロン」の運営支援を継続し、育児不安の軽減や子どもの健やかな成長をめざす。

- ・地域ぐるみで育児を支援する子育て支援体制づくり
- ・「子育て交流サロン」の運営支援

② 子育て安心教室の開催による母子支援

産後間もない育児不安の高い時期に、母子の愛着形成を促し母親の不安を軽減するとともに、母親同士の交流を通じて、母子の孤立を防ぎ、虐待を防止する。

【対象】 生後2～3か月の第1子とその保護者

【回数】 年6回 奇数月開催

【内容】 講話、母親同士の交流、育児相談等

③ さわらっ子育て応援事業の実施

平成22年11月から開始した、発達が気になる子どもとその保護者のための子育てサロン「もちもち」を継続して実施する。

【対象】 発達が気になる就学前の子どもとその保護者

【開催日】 毎月第4水曜日（11月12月は除く）、7/6・8/10・11/30・12/21

【内容】 ミニ講座、遊技、育児相談等

④ 虐待ハイリスク家庭への個別支援強化

ア 乳幼児健診未受診者の全数状況確認

家庭訪問により、対象児の発育発達・保護者の養育状況を確認し、必要な家庭については継続支援していく。

イ 虐待ハイリスク妊婦への保健指導

子育て世代包括支援センターの関係3課で連携し、産科医の協力のもと、妊娠期から家庭訪問や電話などで関わりをもつことにより、出産後も切れ目のない支援を行う。

ウ 乳幼児健診で把握される虐待ハイリスク家庭への支援

エ 乳幼児訪問、退院時連絡（産科・小児科など）などから把握した虐待ハイリスク家庭への支援育児困難家庭を把握するとともに、訪問指導を強化し関係機関との連携を図る。

オ 養育支援家庭訪問事業（子ども家庭支援員の派遣）を、必要な家庭に積極的に導入する。

(2) 成人保健

① 生活習慣病予防

ア 「健康セミナー」の実施

健康セミナーにて

病態・運動・栄養・休養等、正しい知識の提供や運動の啓発を行い、生活習慣病の予防を図る。

イ 校区での健康づくり事業において、特定健診受診勧奨の機会教育を強化していく。

② 「40～50 歳代の女性のためのからだ美活講座」の実施

身体の衰えを感じ始め、子どもの自立、親の介護など環境の変化から、自分の気持ちのコントロールやストレス解消が難しい時期の女性へ、ロコモティブシンドローム予防やストレスコーピングを学ぶ機会を作り、教室終了後も各人が健康づくり、介護予防に継続して取り組めるよう支援していく。

(3) 健康づくり

○ 早良区ウォーキング推進事業

- ・「早良区ウォーキングマップ」の活用をすすめるため、広く周知を図る。
- ・ウォーキンググループ交流会において、「早良区ウォーキングマップ」を活用した効果的なウォーキング実践を学ぶ講座を実施予定。
- ・ウォーキンググループ及び各校区のウォーキング教室や大会の支援を継続して実施する。

(4) 高齢者保健

① 介護予防事業

高齢者の健康寿命を伸ばし生活の質を上げていくために、活動的な高齢者に対しては公民館などで生活機能の維持、向上に向けた取り組みを行う。また、要支援、要介護状態へのリスクが高い高齢者を早期に発見し予防するため、いきいきセンターふくおか等関係機関と連携し実施する。

- ・運動から始める認知症予防教室、介護予防教室の実施
- ・自主グループの育成・継続支援
- ・生き生き講座（高齢者の健康づくり）
- ・よかトレ実践ステーション支援事業

② 高齢者の元気づくりを応援する「よかトレ実践ステーション」（身近なところで介護予防）の創出

高齢者が自らの健康寿命延伸のため、地域で主体的に介護予防に取り組む拠点として創出を支援するとともに、「よかトレ実践ステーション」として市が認定する。理学療法士や健康運動指導士の派遣等を実施する。

③ 口からはじまる体の衰え（オーラルフレイル）予防事業

口腔内の環境改善は全身の健康状態にも寄与することから、地域包括ケアシステムの一環として歯科医療及び保健システムの構築を目指し、口からはじまる体の衰え（オーラルフレイル）予防の取り組みをおこなう。

- ・オーラルフレイル予防の実践の定着
- ・地域包括ケアシステムの一環としての口腔内の環境改善支援に関するシステムの構築

○福岡市保健所運営協議会条例

昭和30年3月25日

条例第23号

改正 昭和31年11月12日条例第56号

昭和55年3月31日条例第23号

平成6年9月22日条例第55号

平成9年3月31日条例第17号

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定に基づき、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議するため、保健所に保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平成9条例17・全改)

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、その置かれた保健所の名称による。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、任期中であっても委員を解任することができる。

(昭和55条例23・一部改正)

(組織)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

(運営)

第5条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

第7条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、その置かれた保健所において行う。

(昭和31条例56・全改)

(その他)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和31条例56・全改)

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年11月12日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市保健所運営協議会条例の規定は、この条例の施行の日以後の任命に係る委員の任期について適用し、同日前の任命に係る委員の任期については、なお従前の例による。

附 則(平成6年9月22日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第17号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

○福岡市保健所運営協議会条例施行規則

昭和32年2月28日

規則第2号

第1条 この規則は、福岡市保健所運営協議会条例（昭和30年福岡市条例第23号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、20名以内とする。但し、一の協議会の委員が他の協議会の委員となることを妨げない。

2 協議会の委員は、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから市長が任命する。

第3条 協議会は、年3回これを開催する。但し、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 協議会の招集は、開催の日前3日までに委員に通知するものとする。

第4条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第5条 関係職員及び議事に関係のある者は、会長の承認を得て会議に出席し、意見を述べることができる。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 地域保健法（抜粋）

第三章 保健所

（平六法八四・章名追加）

第五条 保健所は、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。

② 都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第九号に規定する区域及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十八条第二項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

（平六法八四・旧第一条繰下・一部改正、平六法四九・平六法八四・平九法一二四・平一八法八四・平二三法三七・平二三法七二・一部改正）

第十一条 第五条第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。